

青梅市子育て支援センターの指定管理者の指定について

青梅市子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定にも
とづき、市議会の議決を求める。

令和7年12月4日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

記

1 公の施設の名称

青梅市子育て支援センター

2 指定管理者となる団体

東京都文京区小石川五丁目2番2号

株式会社明日香

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで